

新潟市放課後子どもプラン推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 本市において、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を推進するため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から、意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として新潟市放課後子どもプラン推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 本市における放課後対策事業実施方法のあり方の検討に関すること。
- (2) 広報活動、指導者研修の企画に関すること。
- (3) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (4) その他放課後子どもプランに関すること。

(委員構成)

第2条 委員会は、委員7名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政関係者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することができない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 副委員長は、委員長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明させ、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会の会議は公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、新潟市教育委員会生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。